

(別紙4)

- 「災害その他の特別の事情により障害児施設医療に要する費用を負担することが困難となった障害児世帯に係る障害児施設医療費の取扱いについて」
(平成19年4月4日障発0404002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p data-bbox="772 406 1097 630">障 発 第 0 4 0 4 0 0 2 号 平 成 1 9 年 4 月 4 日 <u>一 部 改 正</u> <u>障 発 0 3 2 9 第 1 5 号</u> <u>平 成 2 5 年 3 月 2 9 日</u></p> <p data-bbox="145 742 436 869">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="571 933 1097 965">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="224 1029 1030 1204"><u>災害その他の特別の事情により肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用を負担することが困難となった障害児世帯に係る肢体不自由児通所医療費又は障害児入所医療費の取扱いについて</u></p> <p data-bbox="145 1268 1108 1396">児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく<u>肢体不自由児通所医療費又は障害児入所医療費</u>の支給について、災害その他の特別の事情により<u>肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療</u>に要する費用を負</p>	<p data-bbox="1780 406 2083 486">障 発 第 0 4 0 4 0 0 2 号 平 成 1 9 年 4 月 4 日</p> <p data-bbox="1131 742 1422 869">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1556 933 2083 965">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="1209 1029 2016 1157"><u>災害その他の特別の事情により障害児施設医療に要する費用を負担することが困難となった障害児世帯に係る障害児施設医療費の取扱いについて</u></p> <p data-bbox="1131 1268 2094 1396">児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく<u>障害児施設医療費</u>の支給について、災害その他の特別の事情により<u>障害児施設医療</u>に要する費用を負担することが困難となった障害児世帯については、当該</p>

担することが困難となった障害児世帯については、当該事情を考慮し、法の適用について、別添を参考として取り扱うこととして差し支えないこととする。

貴職におかれては御了知の上、適宜貴管内市町村を含め関係者及び関係団体等に対する周知方につきご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別添

第 1 定義

1 「肢体不自由児通所医療費」とは、法第 21 条の 5 の 28 第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療費をいう。

2 「障害児入所医療費」とは、法第 24 条の 20 第 1 項に規定する障害児入所医療費をいう。

3 「給付決定保護者」とは、法第 21 条の 5 の 28 第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る通所給付決定保護者又は法第 24 条の 20 第 1 項に規定する障害児入所医療を受けた障害児に係る入所給付決定保護者をいう。

第 2 災害その他の特別の事情により肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用を負担することが困難となった給付決定保護者の取扱い等について

1 災害その他の特別の事情とは、次に掲げる事情とする。

(1) 給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「給付決定保護者等」という。)が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

事情を考慮し、法の適用について、別添を参考として取り扱うこととして差し支えないこととする。

貴職におかれては御了知の上、適宜貴管内市町村を含め関係者及び関係団体等に対する周知方につきご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別添

第 1 定義

1 「障害児施設医療費」とは、法第 24 条の 20 第 1 項に規定する障害児施設医療費をいう。

2 「施設給付決定保護者」とは、法第 24 条の 20 第 2 項第 1 号に規定する施設給付決定保護者をいう。

第 2 災害その他の特別の事情により障害児施設医療に要する費用を負担することが困難となった施設給付決定保護者の取扱い等について

1 災害その他の特別の事情とは、次に掲げる事情とする。

(1) 施設給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「施設給付決定保護者等」という。)が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 給付決定保護者等に災害その他の特別の事情が生じたことにより、給付決定保護者等の所得状況等が変化し又は変化する蓋然性が高く、当該給付決定保護者等の資産状況等を勘案してもなお肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用を負担することが困難になった又は困難となる蓋然性が高いと判断される場合には、当該事情により変化し又は変化することが想定される当該給付決定保護者等の所得状況等に応じて、適宜の方法により給付決定保護者の負担を軽減して差し支えない。

(2) 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 施設給付決定保護者等に災害その他の特別の事情が生じたことにより、施設給付決定保護者等の所得状況等が変化し又は変化する蓋然性が高く、当該施設給付決定保護者等の資産状況等を勘案してもなお障害児施設医療に要する費用を負担することが困難になった又は困難となる蓋然性が高いと判断される場合には、当該事情により変化し又は変化することが想定される当該施設給付決定保護者等の所得状況等に応じて、適宜の方法により施設給付決定保護者の負担を軽減して差し支えない。